

平成 26 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第1日）

9月11日（木曜日）午前10時00分 開会
午後 1時56分 散会

○議事日程（第1号）

- | | | | |
|--------|--|--------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | 日程第 14 | 議案第297号 市道の認定について |
| 日程第 2 | 会期決定の件 | | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | 日程第 15 | 議案第298号 市道の廃止について |
| 日程第 4 | 市政の報告（市長・教育長） | 日程第 16 | 議案第299号 平成26年度赤平市一般会計補正予算 |
| 日程第 5 | 報告第 47号 専決処分の報告について | 日程第 17 | 議案第300号 平成26年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算 |
| 日程第 6 | 報告第 48号 平成25年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について | 日程第 18 | 議案第301号 平成26年度赤平市下水道事業特別会計補正予算 |
| 日程第 7 | 報告第 49号 平成25年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について | 日程第 19 | 議案第302号 平成26年度赤平市介護保険特別会計補正予算 |
| 日程第 8 | 議案第291号 赤平市税条例等の一部改正について | 日程第 20 | 議案第303号 平成26年度赤平市水道事業会計補正予算 |
| 日程第 9 | 議案第292号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 日程第 21 | 議案第304号 平成26年度赤平市病院事業会計補正予算 |
| 日程第 10 | 議案第293号 赤平市共同浴場設置条例の一部改正について | 日程第 22 | 議案第305号 平成25年度赤平市一般会計決定認定について |
| 日程第 11 | 議案第294号 赤平市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について | 日程第 23 | 議案第306号 平成25年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第 12 | 議案第295号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村退職手当組合規約の変更について | 日程第 24 | 議案第307号 平成25年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第 13 | 議案第296号 財産の取得につ | 日程第 25 | 議案第308号 平成25年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について |
| | | 日程第 26 | 議案第309号 平成25年度赤平市下水道事業特別会計決算に認 |

- 定について
- 日程第 27 議案第 310 号 平成 25 年度赤平市霊園特別会計決算認定について
- 日程第 28 議案第 311 号 平成 25 年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第 29 議案第 312 号 平成 25 年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第 30 議案第 313 号 平成 25 年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 31 議案第 314 号 平成 25 年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第 32 議案第 315 号 平成 25 年度赤平市病院事業会計決算認定について
- 日程第 33 一般質問
1. 太田常美議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 報告第 47 号 専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第 48 号 平成 25 年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 49 号 平成 25 年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について
- 日程第 8 議案第 291 号 赤平市税条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第 292 号 次代の社会を担

- う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 293 号 赤平市共同浴場設置条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 294 号 赤平市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 295 号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村退職手当組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第 296 号 財産の取得について
- 日程第 14 議案第 297 号 市道の認定について
- 日程第 15 議案第 298 号 市道の廃止について
- 日程第 16 議案第 299 号 平成 26 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 17 議案第 300 号 平成 26 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 18 議案第 301 号 平成 26 年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 19 議案第 302 号 平成 26 年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 20 議案第 303 号 平成 26 年度赤平市水道事業会計補正予算
- 日程第 21 議案第 304 号 平成 26 年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第 22 議案第 305 号 平成 25 年度赤平市一般会計決定認定について
- 日程第 23 議案第 306 号 平成 25 年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について

- 日程第24 議案第307号 平成25年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第25 議案第308号 平成25年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について
- 日程第26 議案第309号 平成25年度赤平市下水道事業特別会計決算に認定について
- 日程第27 議案第310号 平成25年度赤平市霊園特別会計決算認定について
- 日程第28 議案第311号 平成25年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第29 議案第312号 平成25年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第30 議案第313号 平成25年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第31 議案第314号 平成25年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第32 議案第315号 平成25年度赤平市病院事業会計決算認定について
- 日程第33 一般質問

- 出席議員 9名
- 1番 向井義擴君
- 2番 太田常美君
- 3番 植村真美君
- 4番 竹村恵一君
- 5番 若山武信君
- 6番 五十嵐美知君
- 7番 菊島好孝君
- 8番 北市勲君
- 9番 獅畑輝明君

○欠席議員 0名

○欠員 1名
10番

○説明員

- 市長 高尾弘明君
- 教育委員会委員長 山田和裕君
- 監査委員 小椋克己君
- 選挙管理委員会委員長 壽崎光吉君
- 農業委員会会長 田村元一君
-
- 副市長 浅水忠男君
- 総務課長 町田秀一君
- 企画財政課長 伊藤寿雄君
- 税務課長 下村信磁君
- 市民生活課長 野呂道洋君
- 社会福祉課長 永川郁郎君
- 介護健康推進課長 斉藤幸英君
- 商工労政観光課長 伊藤嘉悦君
- 農政課長 菊島美時君
- 建設課長 熊谷敦君
- 上下水道課長 横岡孝一君
- 会計管理者 片山敬康君
- 市立赤平総合病院事務長 實吉俊介君

順序	議席番号	氏名	件名
1	2	太田 常美	1. 防災対策について 2. 認定こども園について 3. 認知症について 4. まちの美化推進について

教育委員会 教育長 多田 豊 君

” 学校教育課長 相原 弘幸 君

” 社会教育課長 蒲原 英二 君

監査事務局長 大橋 一 君

選挙管理委員会事務局長 井波 雅彦 君

農業委員会事務局長 菊島 美時 君

○本会議事務従事者

議会事務局長 栗山 滋之 君

” 総務議事担当主幹 野呂 律子 君

” 総務議事係長 伊藤 彰浩 君

(午前10時00分 開 会)

○議長（若山武信君） おはようございます。これより、平成26年赤平市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、3番植村議員、6番五十嵐議員を指名いたします。

○議長（若山武信君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から24日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から24日までの14日間と決定いたしました。

○議長（若山武信君） 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（栗山滋之君） 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は28件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成26年第2回定例会以降平成26年9月10日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は

全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（若山武信君） 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、地域振興対策の要望行動について申し上げます。空知地域は、農業従事者の高齢化や担い手不足などから農業地域の活力低下や農業生産構造の弱体化が進み、また産炭地域では炭鉱閉山による人口減少や地域経済基盤の脆弱化が著しく進行しております。このため、空知地方総合開発期成会により空知管内全体の発展に向けた広域的、管内的重要課題等を集約し、地域経済と住民生活の自立を目指す提案や要望を取りまとめ、7月14日に北海道知事並びに関係機関へ、7月30日には資源エネルギー庁ほか関係省庁に対して、予算の優先配分や財政の激変緩和などに加え、特に産炭地域の再生に向けた産炭地振興対策についても要望行動を行ったところであります。あわせて、7月31日には北海道石炭対策連絡会議により空知、釧路地域における産炭地振興対策について経済産業省ほか関係省庁に対して要望行動が行われたところであります。

次に、地方交付税について申し上げます。平成26年度の普通交付税につきまして、総務省は7月25日に交付決定を行い、同日に閣議決定がされました。道府県を除く全国市町村では対前年度比2.6%の減、道内市町村においても3.7%の減となったところであります。当市におきましては普通交付税決定総額では1.0%の増、交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債を含めると0.6%の増となったところであります。増額の主な理由としては、地域の元気づくり推進費が廃止となったものの、行革努力や地域経済活性化の成果が反映される地域の元気創造事業費の新設により増額となり、また平成25年度は3年に1度の交付税検査における錯誤措置額の減額が

あったことによるものでございます。今後におきましても、地方自治体が担う住民に身近な行政サービスに応じた安定的な財源を確保するため、地方交付税のさらなる拡充について全国市長会等を通じ、強く要請してまいります。

次に、定住自立圏構想について申し上げます。7月15日、滝川市において中空知定住自立圏形成協定の合同調印式が行われました。合同調印式には滝川市、砂川市を中心市とする2市を初め、連携市町となる3市5町がそれぞれ協定を締結し、北海道内では11番目となる中空知定住自立圏が誕生いたしました。本協定に基づき、8月4日に中空知各市町の住民代表者等27名によって中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会が発足し、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化並びに圏域マネジメント能力の強化に向けた圏域の将来像や具体的な取り組みを検討し、中心市が中空知定住自立圏共生ビジョンを策定し、ビジョンに基づいて連携事業に取り組むこととしております。

次に、第43回あかびら火まつりについて申し上げます。ことしで43回目を迎えましたあかびら火まつりは、7月19日、20日の2日間、コミュニティ広場を会場に開催し、約3万8,000人のお客様にご来場いただきました。初日は、赤平中学校吹奏楽演奏で始まり、夜は赤ふんランナーによるたいまつパレードや火太鼓、火文字の点火、火よっこ踊りと大いに盛り上がりました。2日目は、子供みこしで幕をあげ、昼には子供を含め多くの市民に参加をいただいた市民おどり、赤平観光協会によるキャラクターショー、オヤジバンドグランプリ、夜には市民花火大会を開催し、市内外から大変多くのお客様にお越しいただきました。特に本年は、赤平市市制施行60周年記念としてキャラクターショーや5,000発の花火を打ち上げるなど事業拡大を図ったことによって、例年以上に大きな歓声と拍手に包まれ、盛大な祭りとなりました。花火大会の応援募金や企業協賛等によるご寄附をいただいた皆様、そして2日間にわたり参加や運営にご協力をいただきました皆様に改め

て感謝を申し上げます。今後もより一層市民の皆様に喜んでいただける火まつりとなるよう、内容の充実に努めてまいります。

次に、黎明の像安全平和祈願祭について申し上げます。例年赤平公園、黎明の像の前において開催しておりますが、本年は悪天候のため赤平神社におきまして8月11日、平和赤平市民会議主催により第42回黎明の像安全平和祈願祭が開催されました。当日は、ご遺族など約30人が参列され、炭鉱でとうとい命を失った人々や殉職者をしのび、冥福を祈り、平和と安全を誓ったところであります。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。7月4日、市主催による戦没者追悼式を交流センターみらいにおいて開催し、戦没者の遺族や関係者約50人が参列し、しめやかにとり行われたところであります。

次に、社会を明るくする運動の啓蒙活動について申し上げます。7月19日、第43回あかびら火まつり会場において、第64回社会を明るくする運動として関係団体約150人の参加により、会場内でPR用のうちわやティッシュ等を配布し、啓蒙活動を行ったところであります。

次に、市内活動団体交流会について申し上げます。8月1日、市内で活動されている団体間の情報交換や団体交流を促進するため、交流センターみらいにおいて初めての交流会を開催いたしました。交流会においては、団体ごとにみずからの活動を発表し、お互いを知ることによって交流の輪が広がり、今後団体間のネットワークづくりや団体並びに団体間同士の取り組みが一層活発になるよう期待をしているところであります。

次に、子どもまちづくり探検隊について申し上げます。8月8日、ふるさと少年教室に参加されている小学生を対象に子どもまちづくり探検隊を実施したところであります。当日は、小学生18名が参加し、市内のものづくり企業を学ぶため、空知単板工業株式会社で工場を見学した後、あかびら匠塾青年部指導のもと、ランタンづくりを行いました。午後から

は、コープさっぽろあかびら店に行き、レジ打ち体験、ポップ作成、商品の陳列など実際に職業体験をし、働くことを学び、最後に市役所に戻り、きょう学び、体験した感想を班ごとに市長の前で発表していただきました。今後もこのような機会を通して、自分たちの住む地域への関心、愛着を子供のころから持ち続けていただけるよう努めてまいります。

次に、交通安全運動について申し上げます。7月11日から20日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力をいただきながら、夏の交通安全運動を展開したところであります。運動期間中には早朝の街頭指導を初め、延べ1,325人のご参加をいただき、子供と高齢者の事故防止、速度の出し過ぎ、居眠りなど観光レジャー型の交通事故防止、自転車、2輪車の交通事故防止を運動の重点として実施いたしました。今後におきましても市民一丸となって交通事故防止に当たり、交通安全の意識高揚と啓発に努めるとともに、特に子供や高齢者を事故から守るため、より一層創意と工夫を図りながら、交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

次に、赤平市総合防災訓練について申し上げます。9月1日の防災の日を前に8月23日、豊里地区を対象として、豊里小学校を会場に市職員、消防職員、消防団員を初め、赤歌警察署、豊里地区の住民など約180名の参加をいただき、赤平市総合防災訓練を実施いたしました。本訓練は、緊急地震速報が北海道全域に発せられ、赤平市に最大震度6弱の大地震が発生したとの想定により、災害対策本部設置運営訓練のほか、住民避難訓練、収容避難所開設運営訓練などを実施したところであります。特に、ことしは集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫など今までに経験したことのない甚大な被害が全国的に発生している状況から、防災体制の一層の強化を図り、万が一災害が発生した場合においても本訓練の経験が被害の軽減の一助になればと考えております。今後におきましても、市民の生命、身体及び財産を守る防災活動について日ごろから消防、警察等関係機関との連携強化を図り、災害に強い安全で安心なまちづ

くりに向け、積極的に取り組んでまいります。

この際、緊急報告を申し上げたいと思います。報告は赤平市災害対策本部の設置についてであります。ご承知かと思いますが、本日午前7時49分、赤平市に大雨特別警報が出されました。そのことによりまして、浸水被害、土砂災害に注意をしなければなりません。そのため午前8時55分、赤平市災害対策本部を設置し、第1非常配備、いわゆる準備態勢に入り、災害に速やかに対処するための態勢に入ったところであります。現在のところ赤平市内における被害は確認されておきませんが、引き続き気象情報等に注意をしながら、また関係機関と連携を図りながら今後に対応してまいる所存でございます。緊急報告を申し上げます。

最後に工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 それでは、前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、現在進めております中学校統合についてであります。中学校の統合については、保護者並びに住民に対して説明会を開催して周知を図り、また統合準備委員会を設立して準備を進めていることは前定例会でもご報告したところであります。しかし、当初計画していた現赤平中学校校舎を使用することについては、本年度で閉校する赤平高校の校舎の解体が早まる可能性もあることから、道による解体後の跡地の譲渡を受け、当該敷地に統合中学校の校舎を新築することに方針の転換をいたしました。この方針については、既に市議会にもご報告しており、統合準備委員会でも了解をいただいたところであります。校舎の建築にはまだ相応の準備期間を要することから、保護者、市民に対する意見交換会を改めて開催

し、新しい方針について説明を行う予定であります。中学校統合準備委員会については既に3回開催し、統合のための準備を進めておりますが、今後は新校舎を建築するための検討会としての機能も兼ねて協議を進めていくこととなります。また、この中学校統合に係る統合準備委員会での協議の経過については、赤平市立中学校統合準備委員会だよりを発行するなどしてお知らせするとともに、市のホームページにも掲載して広く周知を図ってまいります。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてであります。この調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象に悉皆調査として実施されるもので、8回目となることは文科省により4月22日に実施され、その調査結果が8月25日、全国一斉に公表されました。本市の調査結果についても関係資料が送られてきておりますが、一部の学校で大きく改善したものの、全体的には従前同様憂慮すべき状況でした。詳細な分析はこれからですが、前定例会でもお知らせしておりますとおり、4月の調査終了後には直ちに各小中学校で自校の採点を行い、その傾向を速やかに把握し、各学校の改善プランを作成して学力向上への対応を行っております。また、市内全児童生徒の学力の向上を目指し、校長会、教頭会、教育委員会企画室から人選したメンバーによる赤平独自の学力向上委員会を組織して、本市全体としての分析のもとに平成26年度赤平市学力向上プランを策定したところです。その内容については、8月号の広報の配布時に概要版としてチラシを全戸配布させていただき、市民の皆様にもお知らせをしたところです。今回文科省から送付された本調査の結果を受けて、改めて詳細な学力の分析を行い、学力向上プランの必要な修正を行いながら、それを活用する中で子供たちの学力向上に向けた指導方法の改善の取り組みを進めてまいります。学力の向上には学校、家庭、地域という全市民の理解と協力が必要であり、未来ある赤平の子供の教育について今後とも関係各方面のご協力をお願い申し上げます。

なお、本調査結果の公表についてであります、

本市では無用な競争激化への懸念から、公表は本市議会での芳しくないなどの大まかな文言での表現以外は行っておりませんでした。本市の子供たちの将来に向け、公教育として一定の学力の必要性和同時に教育行政としての説明責任を果たす観点から、市全体の結果については前述の8月号の広報チラシにおいて、極めて憂慮すべき状況との表現で公表したところでありました。ただし、従来からお伝えしているように点数主義偏重への懸念も払拭できないことから、文言での公表にとどめることとし、数値での公表や市教委による学校別結果の公表については行わないことといたします。

次に、道立教育研究所との連携による教職員研修についてであります。子供たちの学力の向上には教員の資質の向上が欠かせないことから、昨年に続き市教委が主催して、道立教育研究所から講師を招いての教職員研修会を8月18日、交流センターみらいを会場として実施いたしました。午前中の学級経営と午後からの児童生徒指導の2つの講座に31名の教職員が参加し、授業力の向上のための研修に努めたところです。

次に、道教委指導主事の学校訪問についてであります。指導主事の学校訪問は、昨年度から年3回の訪問が行われることになり、教育課程の編成、実施、評価など、主に学校経営について管理職を対象とした1次訪問に始まり、授業公開と特別授業の設定、その視察を受けて具体的に指導方法、授業改善並びに全教職員との全体協議を行う2次訪問と全国学力・学習状況調査の結果を受けての3次訪問がありますが、1次訪問と2次訪問は既に全5校で実施済みとなっております。今後は3次訪問を行い、全国学力・学習状況調査の対策として特に算数、数学、国語の授業改善について指導主事から助言をいただくことになっております。

次に、文科省による全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてであります。本調査は、小学校5年生と中学校2年生を対象に悉皆調査として実施されるもので、ことは1学期中に市内全5校におい

て実施されました。北海道においては子供たちの体力の低下が叫ばれておりますが、本市では対象の学年以外の児童生徒についても体力の向上とその傾向の把握が必要との観点から、体力テストと同じ種目で行われる新体力テストを実施することとし、2学期に入り、各校、各学年で順次実施しているところです。

次に、次年度から使用する小学校の教科用図書の採択についてであります。平成27年度において使用する教科書については、空知管内において岩見沢市を除いた9市14町の合計23市町で構成する北海道第5採択地区として、各市町の教育委員会で構成する協議会において選定の作業を行ってまいりました。その結果、7月17日開催した同協議会により各教科用図書を決定いたしました。同協議会では教科用図書の採択は決定いたしました。法律の規定により、協議会で構成する各教育委員会の議決が条件となることから、赤平市においては7月開催の第8回教育委員会において提案どおりの各教科用図書の決定を行ったところです。

次に、フッ化物洗口についてであります。子供たちの虫歯予防のため高い効果が認められているフッ化物水溶液による口腔内のうがいについては、市内の小学校での実施を計画しておりますが、先ごろ道保健福祉部と市介護健康推進課の協力のもと、教職員を対象の説明会を開催し、今年度の実施に向けて準備を進めております。今後保護者向けの説明会を経て、フッ化物洗口の順調な実施に努めてまいります。

次に、ALT、英語指導助手の交代についてであります。2年間ALTとして市内各校の英語指導に尽力していただいたケイトリンさんが任期を終え、本国のアメリカに帰国いたしました。ケイトリンさんには在任中、中学校の英語科の授業ばかりではなく、小学校での指導、幼稚園での交流を含め本市の子供たちへの英語教育に大変お世話になりました。後任としてイギリスからマックスワン・イザベル・マーリー・桃子さんが着任しております。赤平の生

活に早くなれ、前任者同様本市の児童生徒への英語指導に大いに力を発揮していただきたいと期待しております。

次に、第43回あかびら火まつりにおける児童生徒の市民おどりの参加についてであります。各小中学校の参加はことしではや15回目となりますが、ことしも4校の小中学校にかかわる地区育成会及び教職員、保護者、児童生徒を含め大勢の参加があり、市民おどりを楽しみました。これらの地域行事に学校、教師、保護者、児童生徒が積極的に参加することにより、子供が地域の構成員として認識されることはもちろんのことですが、同時に教職員が地域の一人としてかかわることにより学校と地域の連携がより深まり、地域とともに歩む学校づくりの一役を担っているものと考えております。

次に、中体連各種大会の結果についてであります。ことしから中体連の地区大会は、生徒数と学校数の減少の影響から中空知地区と北空知地区が統合して、新たに北空知中学校体育大会として開催されました。この北空知大会では、赤平中学校のソフトテニス部が男子団体が優勝、ソフトテニスの個人戦でも3組のペアが入賞し、全空知大会への出場権を獲得しました。卓球の女子個人でも入賞者がおり、全空知大会に進出してまいります。また、全空知大会では、赤平中学校ソフトテニス部が優勝を果たし、個人戦の1ペアとともに全道大会の出場権を獲得、また柔道個人66キロ級でも3年男子が優勝し、全道大会への出場権を獲得しました。なお、北空知大会での陸上競技400メートルにおいて標準記録を突破して優勝した赤平中央中学校3年男子についても、ともに全道大会への出場を果たしました。全道大会では柔道の第3位以外は入賞には至りませんでした。一連の中体連行事では目標に向かって努力する他の部活動の生徒たちも含め、その姿が大変感動的であり、精いっぱい活躍する中で中体連の全事業が無事に終了しております。

次に、文化活動では、第59回空知地区吹奏楽コンクールが8月2日、滝川文化センターで開催され、

赤平中学校吹奏楽部部員24名が中学校C編成の部に参加し、昨年に続き12年連続となる金賞に輝き、全道吹奏楽コンクールの出場校3校のうちの1校に選考されるなど立派な成績をおさめました。これにより、9月5日に札幌コンサートホールキタラで開催された第59回北海道吹奏楽コンクールで同コンクールC編成の部で銅賞を受賞いたしました。

同じく文化活動ですが、第81回NHK全国音楽コンクール空知大会、通称Nコンが8月12日、岩見沢市文化センターで行われ、赤平中央中学校合唱部部員12名が出場し、見事銅賞を獲得しております。少人数ながらまとまりのある見事な歌声を響かせ、立派な成績を上げてくれました。赤平中学校吹奏楽部と赤平中央中学校合唱部は、8月31日開催の第10回赤平市赤い羽根共同募金チャリティーにも参加したほか、ともにその美しい歌声や音色で各種の地域行事に貢献しております。

次に、社会教育について申し上げます。まず、青少年健全育成事業として、各種少年団体のリーダー養成を目的とするふるさと少年教室が6月14日の開講式から始まり、8月30日まで5回にわたり実施されました。

次に、青少年センターにつきましては、この間補導員会議を開催し、夏休み期間中の校外生活の決まりの周知を図るとともに、火まつり会場や各神社祭りで巡回補導を行い、青少年の健全育成に努めました。そのほか、ことしは市制施行60周年記念事業といたしまして9月2日、札幌交響楽団赤平公演を北海道公立学校教職員互助会のご協力をいただき開催いたしました。当日は入場者数が510名であり、近隣市の入場者も含め多くの市民に喜んでいただきました。

次に、東公民館の関係ですが、東公民館上期講座といたしまして7月に2つの講座を開催いたしました。1つは、陶芸講座を開催し、カレー皿をつくろうと題しまして、延べ12名が参加いたしました。もう一つは、固形石けんに彫刻を施すソーブカービング講座を開催し、延べ13名が参加いたしました。ま

た、機会事業といたしまして、8月11日に料理講座を開催し、滝川市のレストランのシェフを招き、パエリアづくりを教えていただき、12名が参加いたしました。さらに、小学生を対象といたしました夏休み子供体験事業、いろいろ探検隊を3日間開催いたしました。奈井江町のし尿処理施設である浄化センター見学などを行い、延べ54名の小学生が楽しい夏休みの思い出をつくりました。

次に、社会体育関係であります。市民プールについては、6月1日にオープンし、9月30日までの期間開設いたします。本年も7月6日に水中運動体験講習を、また子供と一般向けの水泳教室をそれぞれ4日間行いました。次に、9月8日には、市制施行60周年記念事業としてVリーグ男子バレーボールチームのJTサンダーズの選手を講師としたバレーボール教室を総合体育館で開催し、赤平中学校、赤平中央中学校を初め、芦別市の2中学校と高等学校、歌志内市の中学校のバレー部の生徒66名を対象に実施いたしました。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） ただいま市政報告行われましたけれども、最初に行われました市長の一般行政報告の後に当市の緊急災害対策本部が設置されたということが報告ありましたので、万が一の緊急事態が発生したときにつきましては本定例会を中断することも起こり得るかもしれませんので、ご承知おき、ご理解、ご協力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 続きまして、日程第5 報告第47号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 〔登壇〕 報告第47号専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項

の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判所の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

別添の専決処分書でご説明申し上げます。件数は1件で、和解の内容といたしましては、市営住宅の家賃等を滞納していましたことから、平成20年11月に滝川簡易裁判所より和解にかわる決定を、さらに平成24年7月には裁判上の和解をしておりましたが、市営住宅の家賃等29万2,764円の滞納を残しまして入居者が亡くなったことから、入居者の法定相続人3名に対し、その支払いにつきまして、平成26年3月に滝川簡易裁判所に対し、和解による解決を望むといたしまして少額訴訟の申し立てを行ったものであります。平成26年5月23日に口頭弁論のため滝川簡易裁判所に出頭いたしました。法定相続人3名は29万2,764円の支払い義務を認め、連帯して平成26年7月から8,000円ずつ毎月末日に限り指定した口座に振り込む方法により支払うこと、支払いが3回怠ったときは連帯して残額及び遅延損害金を直ちに支払うことで裁判上の和解をしたものであります。平成26年5月23日に専決処分したものでございます。

以上、報告第47号につきましてご説明申し上げます。よろしくご了承くださいませようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第47号については報告済みといたします。

○議長（若山武信君） 日程第6 報告第48号平成25年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について、日程第7 報告第49号平成25年度決算に基

づく赤平市資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 報告第48号平成25年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく赤平市健全化判断比率を監査委員の意見をつけて次のおりご報告させていただきます。

初めに、実質赤字比率につきましては、一般会計等におきまして繰上充用額等が生じていないことから、比率は発生しておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましても、平成22年度決算以降連結赤字額は発生しておらず、平成25年度においても比率は発生しておりません。

次に、実質公債費比率につきましては、主に比率算定上の分母となる標準財政規模の減少や分子となる公債費の増加に対して使用料等の控除財源の減少により18.1%となり、前年度より0.7%の増加となっております。

次に、将来負担比率につきましては、累積赤字並びに不良債務が解消されていることや地方債現在高の減少並びに充当可能財源となる財政調整基金の増額により142.1%となり、前年度より16.7%の減少となっております。

以上、実質公債費比率につきましては平成27年度までの公立病院特例債の償還終了時以降に大幅な比率改善が見込まれるものの、将来負担比率とあわせて今後も比率の改善に努めてまいらなければなりません。財政4指標は平成25年度決算においても引き続き財政健全段階を維持する結果となっております。

次に、報告第49号平成25年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく赤平

市資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおりご報告させていただきます。

資金不足比率につきまして、病院事業会計はこれまで公立病院改革プラン並びに経営健全化計画に基づく経営改善に取り組み、平成25年度も引き続き資金不足比率は発生しておりません。

また、水道事業会計につきましても、これまでの水道使用料の改定や計画的な企業債の導入など、さらに下水道事業特別会計並びに土地造成事業特別会計についても、経営努力や一般会計繰入金等によって、引き続き資金不足比率は発生しておりません。

以上、報告第48号及び第49号につきまして一括してご報告申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第48号、第49号については、報告済みといたします。

○議長（若山武信君） 日程第8 議案第291号赤平市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第291号赤平市税条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、法人市民税に係る法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げ等を行うほか所要の整備を行うため、赤平市税条例及び赤平市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1 ページから 3 ページをご参照願います。第 1 条

関係は、赤平市税条例の一部改正でございます。

第23条につきましては、市民税の納税義務者等について定めてございますが、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備をするものでございます。

第33条につきましては、所得割の課税標準について定めてございますが、引用している規定の号ずれにより、字句を改めるものでございます。

第34条の4につきましては、法人税割の税率について定めてございますが、地方法人税の創設に対応して法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴うもので、税率を14.7%から12.1%に引き下げるため、字句を改めるものでございます。

第48条につきましては、法人の市民税の申告納付について定めてございますが、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

第52条につきましては、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について定めてございますが、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

第57条及び第59条につきましては、それぞれ固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告について定めてございますが、法の改正に伴う引用している規定の号ずれにより、字句を改めるものでございます。

4 ページから 5 ページをご参照願います。第82条につきましては、軽自動車税の税率について定めてございますが、地方税法の改正に伴いまして、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車の税率をそれぞれ改めるもので、原動機付自転車につきましては2輪のもので50cc以下のものは年額2,000円に、50ccを超え90cc以下のものは年額2,000円に、90ccを超えるものは年額2,400円に、3輪以上のものは年額3,700円にそれぞれ改め、軽自動

車につきましては2輪のものは年額3,600円に、3輪のものは年額3,900円に、4輪以上のもので乗用の営業用は年額6,900円、自家用は年額1万800円に、貨物用の営業用は年額3,800円、自家用は年額5,000円に、専ら雪上を走行するものは年額3,000円にそれぞれ改めまして、小型特殊自動車につきましては農耕作業用のものは年額2,000円に、それ以外のものは年額5,900円にそれぞれ改め、2輪の小型自動車につきましては年額6,000円に改めるものでございます。

5ページから8ページをご参照願います。附則第4条の2につきましては、公益法人等に係る市民税の課税の特例につきまして規定してございますが、租税特別措置法改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

附則第7条の4につきましては、寄附金税額控除における特例控除額の特例につきまして規定してございますが、条ずれにより字句を改めるものでございます。

附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例の規定として定めるものでございますが、法の改正に伴い、軽自動車においてもグリーン化を進める観点から、3輪以上の軽自動車は初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の当該軽自動車に対する軽自動車税の税率については、約20%の重課を行う規定を新設するものでございます。

附則第19条につきましては、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例につきまして規定してございますが、引用してございます条を改めるものでございます。

附則第22条から第23条につきましては、東日本大震災に係る特例について定めてございましたが、総務省自治税務局長からの通知において必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除きまして条例には規定しないこととするとされましたことから、削除いたしまして、附則第24条はこのことに伴い、附則第22条に繰り上げるものでございます。

9ページから13ページをご参照願います。第2条関係は、昨年12月定例会において議決いただきました赤平市税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

附則第19条の2につきましては、規定の明確化をするため字句を改めるものでございます。

附則第21条の2につきましては、法の改正に伴う号ずれの措置を行う改正規定を追加するものでございます。

附則第1条第2号につきましては、附則第20条の4第5項第3号の一部及び附則第21条の2の改正規定に係る施行期日の規定として加えたもので、第3号及び第4号は、その追加に伴いまして繰り下げ等を行ったものでございます。

附則第3条第4項につきましては、規定の明確化のため字句を改めるものでございます。

改正附則でございますが、附則第1条といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしたものでございますが、第1号から第6号までの事項につきましてはそれぞれ施行期日を定めたものでございます。

附則第2条につきましては、市民税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第3条から第5条につきましては、軽自動車税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第291号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長(若山武信君) 日程第9 議案第292号次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施

行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第292号次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律によりまして、母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、法律の題名が母子及び寡婦福祉法から母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるなど改正されましたこと等から、赤平市福祉事務所設置条例、赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例及び赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正するものがございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページをご参照願います。第1条関係は、赤平市福祉事務所設置条例の一部改正でございます。

第2条につきましては、福祉事務所の事務につきまして定めてございますが、法律の題名の改正に伴い、字句を改めるものがございます。

2ページをご参照願います。第2条関係は、赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正でございます。

第2条につきましては、用語の定義につきまして定めてございますが、母子及び寡婦福祉法の題名の改正や父の規定の整理等から、号の改正等を行うものがございます。

3ページをご参照願います。第3条関係は、赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正でございます。

第37条につきましては、手数料または費用の減免につきまして定めてございますが、法律の題名の改

正等から字句の改正を行うものがございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年10月1日から施行するものがございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君） この議案第292号の件ですけれども、次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴って、母子及び寡婦のところ母子及び父子並びに寡婦福祉法ということで改められて改正に至っているわけですが、赤平にも父子家庭が存在するわけでありまして、今現在どのくらい当市に父子家庭がいらっしゃるか、わかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えいたします。

平成22年の国勢調査に基づくデータということになりますが、当市の父子世帯は23世帯となっております。

○議長（若山武信君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第292号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第10 議案第293号赤平市共同浴場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第293号赤平市共同浴場設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤間地区の共同浴場につきましては、昭和62年に建設され、26年間にわたり地域の皆様により運営さ

れ、平成18年には赤間地区共同浴場組合が指定管理者となり、運営管理に当たってきたところでありますが、ここ何年かの燃料費高騰による収支の悪化や管理人の人材確保が困難となってきたことなどによりまして浴場の運営継続が困難となったことから、指定管理者の返上の申し出がありまして、今般これを了承し、赤間地区共同浴場を廃止することといたしましたことから、本条例を改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

題名につきましては、赤平市共同浴場条例と改めるものでございます。

第2条は、共同浴場の名称及び位置を規定してございますが、表中の赤間地区共同浴場の項を削るものでございます。

第3条につきましては、入浴時間及び休日を規定してございますが、住友地区共同浴場のみとなりますことから、各号を整理するものでございます。

第4条につきましては、使用料につきまして規定してございますことから、見出しを改めるものでございます。

第12条につきましては、指定管理者に係る読みかえ規定を定めてございますが、別表を読みかえ規定に加えるものでございます。

別表につきましては、月決め使用料、利用料金につきましては赤間地区共同浴場のみの運用でございましたことから削除し、1回券使用料及び回数券使用料の表としたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第293号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第11 議案第294号赤平市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第294号赤平市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

来年の新病棟の開設に向け、新たなスタートとして病院名称を市民の皆さんに親しまれやすい名称といたしまして、現状の市立赤平総合病院から平仮名のあかびらを付したあかびら市立病院へ変更することとして、赤平市病院事業の設置等に関する条例の一部改正を行い、同時に関連する条例の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第2条は、名称及び位置を規定してございますが、名称をあかびら市立病院に変更するため、字句を改めるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものとし、附則第2項から第6項につきましては赤平市職員定数条例、赤平市職員の定年等に関する条例、赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例、市立赤平総合病院使用料及び手数料条例、赤平市看護師等修学資金貸付条例の5条例に含まれる市立赤平総合病院をあかびら市立病院に改めるよう規定したものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第294号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第294号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第294号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(若山武信君) 日程第12 議案第295号北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第295号北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

職員の退職手当の支給のため、当市におきましても北海道市町村職員退職手当組合に加入しているところでございますが、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴いまして当該規約の一部を改正する必要があるため、関係地方公共団体の協議によりこれを定める必要があることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでござ

います。

規約の改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

さきにご説明させていただきましたとおり、根室北部廃棄物処理広域連合が加入いたしますことから、別表(根室)の項中の字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第295号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第295号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第295号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(若山武信君) 日程第13 議案第296号財産

の取得についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第296号財産の取得につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

来年4月より、石狩川流域下水道組合奈井江管理センターにおきまして構成市町6市6町による共同処理の開始を予定しておりますが、共同処理開始後は12市町での利用であり、1日の投入台数も限定されますこと、また奈井江町の施設までの搬送距離が現状より遠距離となることから、現在稼働しております委託業者の所有する小型し尿くみ取り車では受け入れ施設の必要条件を満たせない状況となり、今般大型のし尿くみ取り車2台の購入をするものでございます。新たに購入するし尿くみ取り車につきましては、市内業者5社を指名し、7月28日に入札を執行したところでございますが、予定価格が2,000万円以上でありますことから、議会の議決を求めるところでございます。

議案第296号財産の取得について。

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

記といたしまして、1、取得財産、し尿くみ取り車（2台）。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、金4,308万1,200円。

4、契約の相手方、赤平市美園町1丁目56番地、ハヤサカ自動車工業株式会社代表取締役、早坂喜幸。

なお、仕様の概要につきましては別紙参考資料に記載しているところございまして、納期につきましては平成27年3月20日と定めたところでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君）これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君）質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第296号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君）日程第14 議案第297号市道の認定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第297号市道の認定につきまして、提案の趣旨をご説明を申し上げます。

道路法第8条第2項の規定に基づきまして、市道認定の議決を求めるところでございます。参考資料といたしまして位置図を添付してございますが、豊通の道道昇格及び道道赤平滝川線の区域の変更に伴いまして3路線につき市道認定するものでありまして、整理番号13、路線名、吉川線、起点、豊岡町3丁目5番3地先、終点、エルム町234番地先、幅員、10.0メートルから3.5メートル、延長、2,243.8メートル。整理番号43、路線名、昭和6号通、起点、宮下町5丁目1番1地先、終点、昭和町2丁目42番地先、幅員、21.8メートルから15.0メートル、延長、609.0メートル。整理番号403、路線名、山手美園通、起点、字赤平759番15地先、終点、美園町2丁目20番1地先、幅員、115.2メートルから18.8メートル、延長、3,020.7メートルの3路線としてございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君）これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君）質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第297号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第15 議案第298号市道の廃止についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第298号市道の廃止につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

道路法第10条第1項及び第3項の規定に基づきまして、市道廃止の議決を求めるものでございます。

参考資料として位置図を添付してございますが、さきの議案におきまして市道の認定についてご提案申し上げましたが、豊通の道道昇格に伴い、豊通の全線及び吉川線と昭和6号通の一部が道道区域となり、旧路線を廃止するもので、整理番号3、路線名、豊通、起点、昭和町3丁目72番地先、終点、東文京町3丁目10番1地先、幅員、32.0メートルから15.0メートル、延長、1,317.3メートル。整理番号13、路線名、吉川線、起点、豊岡町1丁目1番地先、終点、エルム町234番地先、幅員、22.0メートルから3.6メートル、延長、2,841.1メートル。整理番号、43、路線名、昭和6号通、起点、宮下町5丁目1番1地先、終点、昭和町6丁目58番地先、幅員、23.1メートルから14.5メートル、延長、1,232.1メートルの以上3路線を廃止するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第298号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第16 議案第299号平成26年度赤平市一般会計補正予算、日程第17 議案第300号平成26年度赤平市国民健康保険特別会計補正

予算、日程第18 議案第301号平成26年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第19 議案第302号平成26年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第20 議案第303号平成26年度赤平市水道事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第299号平成26年度赤平市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の一般会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,320万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7,102万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の変更及び追加は、「第2表 地方債補正」によります。

3ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。変更といたしまして、臨時財政対策債の限度額を1,050万3,000円増額し、2億5,011万1,000円に変更いたします。追加といたしまして、災害復旧事業を追加し、限度額を1,230万円と定めるもので、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に歳入であります。款9 地方交付税として3,606万6,000円の増額であります。7月25日に本年度の普通交付税が決定し、対前年度比1.0%の増、交付税の振りかえ措置となる臨時財政対策債を含めると0.6%の増となったところであります。

款13 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節1 総務管理費国庫補助金として1,066万5,000円の増額であります。平成25年5月に成立した行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づいて平成27年10月から付番通知が予定されているため、関連するシステム導入費用に充当されるものであります。

款14道支出金、項2道補助金、目4農林水産業費道補助金、節1農業費道補助金として13万6,000円の増額であります。環境保全型農業直接支払交付金の対象面積の拡大によるものであります。また、道の要綱改正により、農地・水保全管理支払推進交付金から多面的機能支払交付金に名称変更となっております。

款18繰越金として1,295万4,000円の増額であります。平成25年度決算に基づく剰余金は2億円以上見込まれ、今般の補正による歳入不足額を計上するものであります。

款19諸収入、項5雑入、目2雑入、節11過年度収入として270万1,000円の増額であります。平成25年度の障害者医療費等の実績に基づく国、道負担金の追加交付額であります。同じく、節12国民健康保険特別会計負担金収入として126万1,000円の増額であります。予防接種施行令等の改正による肺炎球菌ワクチンの定期接種費用の国保加入者の公費負担分を計上するものであります。同じく、節21介護保険特別会計返還金収入として661万7,000円の増額であります。平成25年度保険給付費等の確定に伴う一般会計に対する返還金であります。

款20市債、項1市債、目4臨時財政対策債として1,050万3,000円の増額であります。本年度の借入れ可能額の決定によるものであります。

6ページをお願いいたします。同じく、目5災害復旧債、節1道路橋梁災害復旧債として460万円の増額、節2河川災害復旧債として770万円の増額であります。本年7月27日の豪雨による道路及び河川災害復旧費に対して充当するもので、元利償還金の約50%が地方交付税で算入されます。

次に、歳出であります。8ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目3電算管理費として1,199万7,000円の増額であります。歳

入で申し上げたように、マイナンバー法に関連し、住民基本台帳、地方税務、団体内統合利用番号連携に係る社会保障・税番号制度システム整備業務委託料として1,101万6,000円を計上し、中間サーバー費用として地方公共団体情報システム機構負担金98万1,000円を計上し、国庫補助金が1,066万5,000円充当されます。

同じく、目7財産管理費として29万2,000円の増額であります。旧郷土館用地を売却するため、市有地分筆測量委託料を計上しております。

同じく、目14市民生活費として32万9,000円の増額であります。福栄地区集会所の風除室のシリコン取りかえ並びに山手地区集会所の外壁の一部補修を行うための修繕料であります。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費として44万2,000円の増額であります。春日町老人クラブの屋根塗装を予定しておりましたが、さらに雨漏り等が確認されたため、同時に修繕するための費用を増額しております。

目5後期高齢者医療費として85万7,000円の増額であります。医療給付費負担金の決定によるものであります。

12ページをお願いいたします。同じく、項2児童福祉費、目3子育て支援センター費として5万3,000円の増額であります。障害等の疑いのある乳幼児の増加により、専門支援員を派遣し、指導していただく回数をふやすため、報償費を増額するものであります。

14ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目3感染症予防費として501万5,000円の増額であります。予防接種施行例等の改正により、水痘ワクチン及び肺炎球菌ワクチンが定期接種となり、水痘ワクチンについては5歳未満が対象となり、自己負担は無料化とし、全額公費負担、肺炎球菌ワクチンは65歳以上で5歳刻みの年齢が対象となり、生活保護者の自己負担は無料化、その他一般の方は2,500円の自己負担とするもので、市民への周知用の消耗品費として1万9,000円、役務費として10

万3,000円、公費負担分の医療機関に対する委託料として477万円、市外の医療機関で接種した場合の立てかえ金に対する補助金として12万3,000円を計上しております。なお、水痘ワクチンに関しては9割、肺炎球菌ワクチンについては3割程度が地方交付税で措置されております。

同じく、目5環境衛生費として110万1,000円の増額であります。平成27年度から5年間の循環型社会形成推進地域計画策定委託料として82万円を計上し、赤間地区共同浴場の廃止に伴う開口部等の閉鎖を行うための工事費として28万1,000円を計上しております。

16ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費として27万3,000円の増額であります。環境保全型農業直接支払交付金の対象面積の拡大によるもので、本経費の2分の1に道補助金が充当されます。

同じく、目8農地・水保全管理支払事業費として217万4,000円の増額であります。北海道農地・水保全管理対策協議会の負担金について農業振興地域以外も対象となり、面積が拡大したことによるものであります。

18ページをお願いいたします。款8土木費、項2道路橋りょう梁費、目2道路維持費として450万円の減額であります。本年7月27日の降雨の影響により、住吉線復旧工事費を災害復旧費に振りかえるものであります。

20ページをお願いいたします。同じく、項3河川費、目2河川改良費として45万5,000円の減額につきましても、滝の川復旧工事費について災害復旧費に振りかえるものであります。

22ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費として249万7,000円の増額であります。統合中学校の新築に向けた統合中学校施設整備基本構想策定業務委託料として190万1,000円を計上し、ソフトテニス全道大会団体出場等により派遣回数が増えたことにより、中学校部活動大会派遣補助金として59万6,000円を増額するもの

であります。

24ページをお願いいたします。同じく、項5社会教育費、目6交流センターみらい費として16万9,000円の増額であります。JRホーム側の照明灯の故障に伴い、省エネ灯に切りかえるための施設整備工事費であります。

26ページをお願いいたします。款11公債費、項1公債費、目1元金として613万9,000円の増額であります。平成25年度の茂尻小学校改修事業の国庫補助金の確定がくれたために、既に借り入れていた義務教育施設整備事業債の一部繰上償還として485万3,000円を計上し、10年経過による元利均等償還の利率見直しにより、利息が減額になったことで元金が増額となったため、128万6,000円を増額しております。

同じく、目2利子として437万8,000円の減額であります。元利均等償還の利率見直しにより、287万6,000円が減額となり、平成25年度借り入れの利率確定に伴い、150万2,000円が減額となっております。

28ページをお願いいたします。款12諸支出金、項1過年度還付金、目1過年度還付金として5,809万9,000円の増額であります。生活保護費等の福祉に関する平成25年度事業費の確定に伴う各種国、道支出金の還付金であります。

30ページをお願いいたします。同じく、項2特別会計繰出金、目4下水道事業特別会計繰出金として70万3,000円の増額であります。公共下水道工事に伴う土地購入費を繰り出すものであります。

32ページをお願いいたします。款15災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費として468万9,000円の増額であります。先ほど申し上げた住吉線復旧工事費の振りかえに加え、道路陥没復旧費を増額しており、災害復旧債が460万円充当されます。

同じく、目2河川災害復旧費として770万7,000円の増額であります。先ほど申し上げた滝の川復旧工事費の振りかえに加え、被害拡大箇所の増額のほか、富士の川及び右奈井川の復旧工事費を計上して

おり、災害復旧債が770万円充当されます。

次に、議案第300号平成26年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,243万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款8繰越金として600万3,000円の増額であります。今般の補正による歳入不足額を調整するため、平成25年度決算に基づく剰余金の一部を計上するものであります。

次に、歳出であります。6ページをお願いいたします。款3後期高齢者支援金等費、項1後期高齢者支援金等費、目1後期高齢者支援金として6万5,000円の増額であります。本年度医療費分の負担金の確定によるものであります。

8ページをお願いいたします。款4前期高齢者納付金等費、項1前期高齢者納付金等費、目1前期高齢者納付金として1万円の増額につきましても、本年度医療費分の負担金の確定によるものであります。

10ページをお願いいたします。款8保健事業費、項2保健事業費、目1保健衛生普及費として126万2,000円の増額であります。肺炎球菌ワクチンが定期接種となったことによる国保加入者の公費負担額を保健事業負担金として一般会計に対し負担するものであります。

12ページをお願いいたします。款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金として466万6,000円の増額であります。平成25年度の退職者医療交付金の精算による国、道、支払基金支出金等の

還付金であります。

次に、議案第301号平成26年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,980万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として70万3,000円の増額であります。公共下水道事業に伴う土地購入費を一般会計から繰り入れるものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目2公共下水道事業費として70万3,000円の増額につきましても、公共下水道工事に伴う土地購入費であります。

次に、議案第302号平成26年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,241万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,996万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款3道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金として733万3,000円の増額であります。平成25

年度の介護給付費負担金の精算による追加交付分であります。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金として230万6,000円の増額につきましても、平成25年度の介護給付費交付金の精算による追加交付分であります。

款5 繰入金、項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金として1,463万7,000円の減額であります。平成25年度の剰余金の未計上額全てを繰越金として計上したため、今般の補正による歳入超過額を基金繰入金から減額するものであります。

款6 繰越金として1,741万5,000円の増額であります。平成25年度の剰余金の未計上額全てを計上するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目2 地域密着型介護サービス給付費として160万円の減額であります。実績見込みによるものであります。

同じく、目3 施設介護サービス給付費につきましては、介護給付費準備基金繰入金の財源補正であります。

同じく、目4 居宅介護福祉用具購入費として80万円の増額、目5 居宅介護住宅改修費として80万円の増額であります。いずれも給付見込み額の増加によるものであります。

8ページをお願いいたします。款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目2 償還金として1,241万7,000円の増額であります。平成25年度の介護給付費等の精算による国、道、市、支払基金支出金等還付金であります。

次に、議案第303号平成26年度赤平市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成26年度赤平市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出といたしまして、第1款資本的支出の補正予定額を682万8,000円増額し、2億316万3,000円といたします。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,093万3,000円は、減債積立金60万円と過年度分損益勘定留保資金9,033万3,000円で補填するものであります。

2ページをお願いいたします。平成26年度赤平市水道事業会計予算実施計画の資本的収入及び支出につきまして、支出であります。款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 配水施設改良費として682万8,000円の増額であります。工事の設計変更や文京学園通配水管布設がえ工事等を実施するため増額するものであります。

次に、3ページは予定キャッシュフロー計算書であります。

4ページからは予定貸借対照表であります。6ページをお願いいたします。8、剰余金、(2)、利益剰余金として、利益剰余金合計額は1億3,496万5,000円を見込むものであります。

以上、議案第299号から議案第303号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君） 款4の衛生費、15ページお願いします。先ほど予防接種の関係で水痘、肺炎球菌が提案されておりますけれども、その中で水痘については自己負担はないということでありまして、肺炎球菌については自己負担2,500円でありまして、インフルエンザが1,000円に対して、この根拠はどういうところから出たのかなということが1点と、もう一つは、肺炎球菌は予防接種しているとそうでもないように伺っているのですけれども、重篤化しやすいと、予防接種することによって重篤化を免れるわけですから、重篤をふやすということは医療費がかさむわけでありまして、医療費の抑制からもこの肺炎球菌の予防接種は本当に皆さんにさせていただきたいと思っておりますけれども、生活保護はこ

の負担はないというふうに向っておりますけれども、生活保護に近い低所得者のボーダーラインの人も救える方法なんかも考えていかれるのかどうか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英） お答えいたします。

肺炎球菌ワクチンにつきましては、季節性インフルエンザと同じようにB類疾患ということで国は位置づけをしております。その中身としましては、集団感染の予防というよりは個人の発症及び重篤化を予防することを目的にするということで位置づけをしております。接種の努力義務がないものになっているところでございます。そのため、国からの交付税措置も3割負担のみということで補助率も非常に低いということ、また接種費用も高額となっております。現在予定では1接種7,870円ということを予定しておりますが、そういったことから自己負担をお願いしているものでございます。ただ、今後ワクチンの接種が進みますと薬剤の価格等も下がってくるということも見込まれますので、そういったときにはやはりまた見直し等もやっていきたいと考えております。なお、自己負担の2,500円ということでございますけれども、これにつきましては季節性インフルエンザ、これは自己負担1,000円ということでお願いしておりますが、それとほぼ同率の3分の2を公費負担をしたということで、残りは自己負担していただくということで決めさせていただいたものでございます。

もう一つご質問いただきました低所得者対策ということでございますけれども、今後接種の状況等を見ながらその辺についても再度検討していきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君） 農林水産業費の部分についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。16ページ、17ページでございますけれども、農業振興費の

部分で農業基盤充実ということの環境保全型農業直接支払交付金ということで、先ほどご説明にありました対象面積の拡大によりということだったのですが、この環境保全型農業の対象になる部分の内容のご説明とどうして対象面積がふえたのかという経緯を教えてくださいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 対象面積ですけれども、当初見ていたのが4,449で、補正後に見る面積が5,357ヘクタールで908ヘクタール分がふえましたので、その分を増加として見ております。それにおきましては、先ほど説明しました地域の部分で見直しをかける部分が出ましたので、それで変更になっております。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君） ちょっと今わかりづらかったのですが、もう一回お聞きしたいと思うのですが、環境保全型農業直接支払交付金ということの部分では直接どういったところに支払われているのかということと、あと今お答えいただいた地域の部分で変更があったということは、それはどういった行政単位であるのか、どういった地域の部分であるのかということがわかりましたら、教えてくださいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 場所におきましては、地区によって5地区ありまして、そのうちの1地区が面積が変更になりましたので、そこをふやした部分です。それで、場所に関しては今資料を持ってきていませんので、ちょっと、後で報告します。

○議長（若山武信君） では、資料を後ほど。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

す議案第299号、第300号、第301号、第302号、第303号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第299号、第300号、第301号、第302号、第303号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第299号、第300号、第301号、第302号、第303号について一括採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(若山武信君) 日程第21 議案第304号平成26年度赤平市病院事業会計補正予算を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 議案第304号平成26年度赤平市病院事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成26年度赤平市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

第2条、平成26年度赤平市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正いたします。病棟建替事業として6,185万2,000円を増額し、23億6,483万円といたします。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出

の予定額を、次のとおり補正いたします。収入といたしまして、第1款資本的収入の補正予定額6,187万6,000円を増額し、28億5,361万6,000円といたします。

支出といたしまして、第1款資本的支出の補正予定額6,185万2,000円を増額し、31億730万3,000円といたします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の2億5,368万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億5,368万7,000円で補填するものといたします。

第4条、予算第5条に定めた、企業債の限度額を、次のとおり補正いたします。病棟建替事業として、限度額を21億5,760万円とするものであります。

2ページをお願いいたします。平成26年度赤平市病院事業会計予算実施計画について申し上げます。資本的収入及び支出であります。収入の款1資本的収入、項1企業債、目1企業債として3,670万円の増額であります。病棟建替事業費等の変更に伴うものであります。

同じく、項5補助金につきましては、地中熱設備工事に対する補助金を有利な財源に振りかえるため、目2非化石エネルギー等導入促進対策費補助金として7,553万円全てを減額し、目3二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金として新たに環境省所管の補助金1億70万6,000円を計上するものであります。

次に、支出につきましては款1資本的支出、項1建設改良費、目1病棟建替事業費の病棟建てかえほか工事として6,185万2,000円を増額であります。建築主体工事について一部資材単価の変更による設計変更によるものであります。

次の3ページのキャッシュフロー計算書及び4ページ、5ページは予定貸借対照表であります。説明を省略させていただきます。

以上、議案第304号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第304号については、行政常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

(午前 11時51分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(若山武信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第22 議案第305号平成25年度赤平市一般会計決算認定について、日程第23 議案第306号平成25年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第24 議案第307号平成25年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第25 議案第308号平成25年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について、日程第26 議案第309号平成25年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について、日程第27 議案第310号平成25年度赤平市霊園特別会計決算認定について、日程第28 議案第311号平成25年度赤平市用地取得特別会計決算認定について、日程第29 議案第312号平成25年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第30 議案第313号平成25年度赤平市介護保険特別会計決算認定について、日程第31 議案第314号平成25年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、日程第32 議案第315号平成25年度赤平市病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 議案第305号平成25年度赤平市一般会計決算認定につきまして、各会計決算報告書にて提案の趣旨をご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。当市においては地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定められた財政4指標の全てが健全段階を維持しておりますが、人口減少等によって地方税や地方交付税等が減少しているため、大変厳しい平成25年度予算の編成となりましたが、赤平市財政健全化計画改訂版の考え方を踏襲しつつ、第5次赤平市総合計画の産業振興、少子化対策、住環境整備の重点プロジェクトを中心とした地域振興に努めてまいりました。また、国の緊急経済対策による財源や過疎対策事業債など効果的な財源を活用し、公共建設事業の確保に努め、さらに歳入においては、一定程度財政状況が回復したことを踏まえ、固定資産税の税率引き下げを行ったところであります。産業振興としては、企業振興促進条例に基づく助成など、地元産業の育成や強化、消費拡大に努めてまいりました。少子化対策としては、茂尻小学校の大規模改修のほか、中学生以下の子供たちの医療費の無料化などを継続し、子育て、教育環境の充実を図ってまいりました。住環境整備としては、茂尻第1団地3号棟の建設を初め、各種長寿命化事業やあんしん住宅助成のほか、浄化槽設置整備補助事業を実施し、良好な住環境整備を進めてまいりました。そのほか、懸案事項であった市立赤平総合病院の病棟建替事業に対する繰り出しや消防署消防総合庁舎建設事業の実施設計を行いました。今後も人口減少対策の取り組み等に努め、財政規模に見合った財政運営を図りつつ、第5次赤平市総合計画の推進に向け、協働のまちづくりを進めてまいらなければなりません。

一般会計決算の歳入であります。臨時財政対策債を含む地方交付税は45億4,000万円、対前年度比1.6%の減となっております。歳入総額の50.5%を占めております。また、市税は固定資産税の税率引き下げもあり、9億1,000万円、対前年度比0.8%の減となりました。

歳出では、扶助費が15億9,000万円、対前年度比1.2%の増、人件費は職員給与の一部回復もあって13億

9,000万円、対前年度比4.6%の増、普通建設事業費は10億6,000万円、対前年度比66.1%の増となりました。

結果、歳入総額89億8,693万9,668円、歳出総額87億6,604万5,198円となり、差引額2億2,089万4,470円につきましては翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第306号平成25年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

66ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。最初に歳入につきましては、前年度と比較して財政調整交付金が増加したことにより国庫支出金で14.5%の増となったほか、前期高齢者交付金は過年度の精算額が減額となり、25.4%の増加となりました。一方、国民健康保険税は、被保険者数の減少等により5.2%の減、一般会計繰入金は単年度赤字が発生しなかったため33.9%の減少となりました。

また、歳出につきましては、保険給付費が対前年度比1.8%の増、保健事業費は45.2%の増加となり、共同事業拠出金は9.7%の減少となったところであります。

結果、歳入総額21億6,237万8,833円、歳出総額18億7,851万1,414円となり、差引額2億8,386万7,419円につきましては翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第307号平成25年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

72ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。歳入につきましては後期高齢者医療保険料が72.3%、一般会計繰入金が25.7%を占め、歳出につきましては後期高齢者医療広域連合納付金が95.6%を占めたところであります。

結果、歳入総額2億3,943万1,591円、歳出総額2億3,792万3,801円となり、差引額150万7,790円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第308号平成25年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

76ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。分譲状況につきましては翠光で3区画、美園で1区画、福栄で2区画がそれぞれ未売却地として残ったところであります。

結果、歳入総額81万6,792円、歳出総額ゼロ円となり、差引額81万6,792円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第309号平成25年度赤平市下水道事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

79ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。污水管については134.22メートルの布設を行い、総延長は8万1,110.73メートルとなり、雨水管については222.58メートルの布設を行い、総延長は8,904.78メートルとなり、污水整備率は許可面積に対して79.12%となったところであります。また、下水道普及率は83.68%、水洗化率は75.86%となっております。

結果、歳入総額6億5,384万7,199円、歳出総額6億4,210万993円となり、差引額1,174万6,206円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第310号平成25年度赤平市霊園特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

93ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。赤平霊園及び赤平第二霊園を合わせて1,240区画を管理しており、平成25年度は赤平霊園2区画、赤平第二霊園20区画の貸し付けを行ったところであります。

結果、歳入総額673万2,339円、歳出総額556万5,879円となり、差引額116万6,460円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第311号平成25年度赤平市用地取得特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

97ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。平成9年度、平成10年度の2カ年で用地を取得した際の起債の元利償還を行

い、また改良住宅等建替事業の建設用地を一般会計へ売却するため、用地確定測量などを行ったところでもあります。

結果、歳入総額5,494万6,128円、歳出総額4,592万8,694円となり、差引額901万7,434円は翌年度へ繰り越したところでもあります。

次に、議案第312号平成25年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

102ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。愛真ホームの短期入居者は31人、施設入所者は61人となりました。また、地域包括支援センターにおけるサービス計画費請求件数は、延べ1,480件となったところでもあります。結果、歳入総額2億1,326万3,552円、歳出総額2億421万4,315円となり、差引額904万9,237円は翌年度へ繰り越したところでもあります。

次に、議案第313号平成25年度赤平市介護保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

106ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。平成25年度末の第1号被保険者は4,774人、要介護認定者は894人となりました。また、地域支援事業として機能向上プログラムや二次予防事業対象者把握事業を継続し、各種講演会や運動教室等を行いました。さらに、包括的支援事業として日常生活や介護に関する総合相談支援等を行ったところでもあります。

結果、歳入総額13億8,668万4,775円、歳出総額13億6,896万4,810円となり、差引額1,771万9,965円は翌年度へ繰り越したところでもあります。

次に、議案第314号平成25年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市水道事業会計決算書の10ページをお願いいたします。事業報告書であります。主な建設改良事業といたしまして市街地配水管布設がえ工事、栄町増圧ポンプ取りかえ工事、文京学園通配水管布設がえ工事並びに後次亜ポンプ設置工事な

どを行い、平成26年度予算、決算から適用となる会計基準の見直しに対応した会計システム等の導入も行いました。また、営業収益では、業務用給水収益が増加になったものの家庭用給水収益では対前年度比300万9,111円の減少となり、営業収益全体では321万238円の減収となりました。営業費用につきましては、動力費や工事請負費等の増加、給与の一部回復による人件費の増加などにより、対前年度比999万7,462円の増額となりました。収益的収支差し引きでは1,922万1,166円の純利益となったところでもあります。

前に戻りまして、1ページ及び2ページをお願いいたします。決算報告書の主な内容につきましてご説明申し上げます。(1)、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は税込みで3億1,644万410円となっております。支出の第1款水道事業費用決算額は、税込みで2億9,183万8,224円となっております。

次に、3ページ及び4ページをお願いいたします。

(2)、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は税込みで1億86万3,581円、支出の第1款資本的支出の決算額は税込みで1億7,582万3,512円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,495万9,931円は、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以下、財務諸表でございまして、5ページは損益計算書、6ページは剰余金計算書、また7ページは剰余金処分計算書案になります。剰余金の処分に関しましては、当年度未処分利益剰余金が1億7,573万1,930円となっており、そのうち100万円を減債積立金に積み立て、処分後残高の繰越利益剰余金を1億7,473万1,930円とするものであります。

8ページ及び9ページは、貸借対照表であります。

以上もちまして、水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第315号平成25年度赤平市病院事業会計

決算認定につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。平成25年度赤平市病院事業会計決算書の11ページをお願いいたします。事業報告書であります。平成25年度の常勤医師は内科医5名、外科医2名、小児科医1名、その他研修医及び非常勤医師による診療体制となり、医療技術職、さらには事務職員を含め、経営健全化計画策定以来限られた人員配置の中、市民ボランティアの方々の協力を得て、計画どおりの経営状況で推移し、本年度は退職手当組合への負担金の精算年に当たっておりますが、平成23年度以来3年連続の経常黒字となったところであります。

収益についてであります。対前年度比として入院患者数は304人の増加、外来患者数も4,991人の増加となり、入院収益は885万9,000円下回ったものの、透析患者数の安定的な確保を含め、その他医業収益と合わせると2,692万2,000円の増額となりました。一方、費用につきましては、職員給与費において本年度は3年に1度の退職手当組合への負担金の精算年となり、また職員給与の独自削減分の一部回復を図ったこと、さらには精神科病棟の除却による資産減耗費が増額となるなど、対前年度比1億6,769万7,000円の増額となりましたが、当期純利益につきましては2億4,022万6,000円となったところであります。資本的事業につきましては、病棟建替事業に係る設計費用等、また一般エックス線撮影装置や全身麻酔装置、さらには手術室系統空調機整備工事等の実施に伴う建設改良費の増などにより、対前年度比7,889万9,000円の増額となりました。

前に戻りまして、1ページをお願いいたします。決算報告書の内容につきまして(1)、収益的収入及び支出であります。第1款病院事業収益の決算額は23億6,329万4,394円、支出の第1款病院事業費用の決算額は21億1,594万4,695円となりました。

次に、3ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出であります。第1款資本的収入の決算額は2億8,439万5,000円、支出の第1款資本的支出は5億2,213万3,150円となったところであり

ます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億3,773万8,150円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額712万8,534円、当年度分損益勘定留保資金2億3,060万9,616円で補填いたしました。

次に、財務諸表であります。5ページは損益計算書となっており、6ページに記載のとおり当年度純利益は2億4,022万6,235円となりました。

7ページをお願いいたします。当年度純利益の2億4,022万6,235円は未処理欠損金に充てられ、当年度未処理欠損金は11億6,819万3,448円となります。9ページは貸借対照表であります。説明を省略させていただきます。

以上、議案第305号から第315号まで一括ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第305号、第306号、第307号、第308号、第309号、第310号、第311号、第312号、第313号、第314号、第315号については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、植村議員、獅畑議員、北市議員、竹村議員、向井議員、太田議員、五十嵐議員、以上7名を指名いたします。

○議長（若山武信君） 日程第33 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、防災対策について、2、認定子ども園について、3、認知症について、4、まちの美化推進について、議席番号2番、太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 通告に基づきまして質問させていただきますので、答弁のほどよろしくお願ひいたします。

大綱1、防災対策について、①、土砂災害の対策について。8月の豪雨により、広島県広島市の各地域で土砂災害のため多くの家屋が倒壊し、流され、その状況がテレビや新聞等でも報道されておりました。死者73名、行方不明者も1名となっているとのことですが、北海道礼文島の被災者の方とともに、お悔やみを申し上げます。

そこで、赤平市における土砂災害への防災対策について質問させていただきます。平成13年4月1日より、土砂災害防止法が施行されました。私は、8月に滝川の国土交通省北海道開発建設部滝川河川事務所と空知総合振興局札幌建設管理部へ行き、赤平市の最近の土砂災害と防水関係の危険箇所を聞くことができ、これにより道のほうで赤平市における土砂災害の危険箇所が144カ所あることがわかりました。そのうち、指定済みが2カ所で調査済みが7カ所、26年度の調査予定が8カ所となっているそうです。赤平市には残りまだ129カ所の北海道の指定する危険箇所がありますが、今後どのように取り組まれるかお尋ねいたします。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律につきましては、平成11年6月29日の集中豪雨により広島県において甚大な被害が発生したのを契機といたしまして平成13年に制定されまして、区域の指定や土砂災害防止対策に必要な調査を都道府県が行い、市町村は地域防災計画に警戒避難態勢に関する字句を

定め、ハザードマップ等により警戒避難に関する事項を住民に周知することなどとなっております。

当市につきましては、平成24年より北海道による調査を実施していただいております、老人クラブ等の集会施設の周辺ということで7カ所を実施いたしました、その結果をもとに昨年度から住民説明などを進めまして、2カ所指定に至ったところでございまして、地域の住民の方にはハザードマップを作成し、お出しするほか、ホームページにおきましてもその情報を提供していきたいと考えているところでございます。

なお、まだ指定となっていない箇所につきましても、指定に向けまして引き続き地域の方に説明していくよう北海道と調整をしていきたいというふうに考えているところでございまして、またお話のありましたとおり、本年度もさらに8カ所調査する予定で、今後も住家の状況等を鑑みて調査を進めていきたいということでございますので、北海道と連携し、該当する地域の住民の皆様への情報提供等を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 赤平市では、道の資料をもとにハザードマップをつくり、市民に配布しておりますが、よそのまちから赤平市に移住してきた場合、その世帯にハザードマップを配布しているのでしょうか。また、施設の統廃合で変更点もあると思いますが、今後ハザードマップの改訂版の作成など検討していくことが必要と思われませんが、どのように考えているかお尋ねいたします。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 洪水ハザードマップにつきましては、平成21年度に作成いたしました、各世帯に配布させていただきましたほか、町内会等の関係機関、さらに転入された方々に配布させていただいてきたところでございますが、転入世帯配布用として500部作成いたしましたものの、既に全て配布

しておりました、残りの部数がなくなりましたので、一部修正の上、追加分を今現在発注しているところでございます。改訂版につきましては、お話にございました施設の統廃合がございますことや高齢者や障害者等の医療配慮者を滞在させます福祉避難所についても検討しているところでございます、さらにさきにお話のありました土砂災害警戒区域の指定状況も組み込みたいと考えておりますことから、その作成につきまして検討してまいりたいというふうを考えてるところでございます。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 8月の雨で芦別の常盤町で土砂災害があったと、開発建設部に行ったとき参考までに聞いてまいりました。赤平市においては、ことし春から今までに災害はなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 市政報告の中で市長よりお話のありましたとおり、本日午前7時49分に大雨特別警報が発令されましたことから、8時55分に災害対策本部を設置したところでございますが、それ以外本年度におきましてはこれまで7月に2回、8月に2回、計4回の大雨警報が出てございますが、一部流水による道路の損壊などがございまして、今般予算の補正をさせていただいておりますものの、土砂による災害につきましては今のところ出ていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 要望ですが、8月23日、豊里地区5町内の防災訓練がありました。避難所の炊き出し訓練が実施されたとのことですが、あと2年もすれば災害に備えた賞味期限5年間の備蓄の食料なども賞味期限前に利用できると思いますので、訓練での利用をご検討いただきたいと思います。この質問はここで終わります。

大綱2、認定こども園について、①、当市におけ

る認定こども園の取り組みについて。昨年3月の議会でも同僚議員から認定こども園についての質問がありました。赤平市では保育所2カ所、幼稚園1カ所の運営を行っておりますが、当時認定こども園についての高尾市長の答弁では、実施時期についてはなかなか申し上げることはできませんが、今回創立されました幼保連携型認定こども園について、赤平版子ども・子育て会議の場でも十分皆さん方の意見を伺いながら検討させていただきたいと答弁しておりました。子育て関連3法のこともあり、北海道内では平成21年ごろから各市町で認定され、幼稚園型、保育所型、幼保連携型の3つの型に分類され、札幌市はもとより、近くでは美唄市認定こども園ひまわりが保育所型で平成25年4月1日認定され、同じく妹背牛町でも認定こども園妹背牛保育所が美唄市と同年認定され、道内では年々その数はふえてきております。市立で19、私立で36カ所であります。当市においては認定こども園についてどのような協議されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えいたします。

子ども・子育て支援新制度は平成27年4月から本格施行の予定でございますが、新制度の主なポイントとしましては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付として施設型給付が創設されたこと、2点目として、幼保連携型認定こども園の認可、指導、監督が一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられたこと、3点目として、教育、保育施設を利用する子供の家庭だけでなく、在宅の子育て環境を含む全ての家庭及び子供を対象とする事業として市町村が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業の充実などが挙げられます。

認定こども園についてのご質問であります。今後の幼稚園や保育所の運営のあり方につきましては、コーホート法にて推計した児童数の見通しとアンケート調査に基づき算出した必要事業量の見込みなどを勘案しながら、現状の事業所を維持していく

のか、保育所のみ統合を行うのか、あるいは幼保連携型認定こども園へ移行するのかなど、基本的な考え方を示していくこととなります。

なお、認定こども園は、幼稚園、保育所の双方で認可された幼保連携型、幼稚園としてのみ認可された幼稚園型、保育所としてのみ認可された保育所型、それぞれ無認可の地方裁量型の4タイプに分かれますが、幼稚園と保育所の3施設を統合して認定こども園に移行する場合には、想定される定員数から見て幼保連携型になるものと思われます。

参考までに、就学前児童を対象とした今回のアンケート調査では、定期的に利用したい事業所として、複数回答ではありますが、幼稚園が53.8%で最も多く、次いで認可保育所が51.5%、幼稚園の預かり保育が28.5%、認定こども園が13.1%となりました。こうしたアンケート調査の結果や統合した場合の運営経費の比較などを相対的に検討しながら、施設整備の基本的な考え方を今月から数回にわたり少子化対策プロジェクトチームで協議をし、子ども・子育て会議に諮っていきたいと考えております。また、施設整備の基本方針が決まりましたら、今後の具体的な整備計画を平成27年度中に策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 また、認定こども園についてのメリット、デメリットなどについての考えをお尋ねいたします。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） メリットとしましては、保護者の就労の有無にかかわらず、全ての子供が利用できるということや子供は多くの友達と遊ぶことができ、行事もにぎやかになるということ、さらに親同士が知り合い、交流の場ができることなどが挙げられます。一方、デメリットとしましては、幼稚園と保育所合わせて3施設が統合されますので、施設の新設移転が想定されることから、保護者の送迎上の利便性が悪くなるといったことなどが考

えられます。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 ありがとうございます。この質問はこれで終わります。

大綱3、認知症について、①、認知症の状況について。認知症については、現代病と言っても過言ではないと思います。世界中で脳の疾患の特定ができておらず、有効な治療方法や特効薬が見つかっておりません。昨年も質問させていただきましたが、その後市民の認知症の状況について伺います。施設に入院している人、また自宅療養している人など、それぞれに家族が大変な思いをしてさまざまな形で看病していることと思いますが、施設に入っている人と自宅療養の人の人数についてはどの程度把握しているのでしょうか。また、軽度の患者と重度の患者について、その様子についてお尋ねいたします。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英） 認知症とは、一旦正常に発達した脳に何らかの原因で記憶、判断力などの障害が起き、日常生活がうまく行えなくなるような病的な状態をいいます。市内において介護認定を受けている方々のほぼ6割に当たる約500名の方々が軽度なものを含めて認知症の症状があり、市内の介護施設や医療機関に入所や入院されている方々では200名程度、また在宅では300名程度の方々が認知症と思われる何らかの症状があるものと推測をしています。また、地域包括支援センターが65歳以上の介護認定を受けていない市民を対象として3カ年計画で実施している二次予防事業対象者把握事業における基本チェックリスト調査では、認知機能が低下していると見られる方々は現時点で調査済みの約3,000名の約38%にも上り、その方々が将来的に認知症の症状があらわれてくる可能性があるものと思われております。認知症であっても軽度の方につきましても、家族や近隣の方々の理解と支援があれば、在宅での生活を続けていくことは可能であります。また、重度の方では医療機関での専門的な治療を受

けている方や認知症対応のデイサービスなどの通所介護を利用する在宅の方、グループホームなどの介護施設で生活をされている方もおります。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 わかりました。

②、認知症サポーターの育成について。最近近隣市町の芦別市や深川市、沼田町、栗山町など、まちを挙げて認知症サポーターを積極的に養成しております。認知症サポーターは、国の認知症啓発活動の一環で2005年度に養成が始まった自治体などが主催する無料の講座を受けることで誰でもサポーターになることができるそうであります。講師役をするのは、所定の研修を受けたボランティアのキャラバン・メイト、講座は約1時間半で認知症の症状や患者との接し方を学ぶことで、終了後にはサポーターの目印であるオレンジリング、腕輪が配られるそうであります。岩見沢市では、本年度からの4年間でサポーターを5,000人とする目標を決めたそうであります。また、隣の芦別市では1,029人のサポーター、深川市では1,694人、沼田町では339人、栗山町では848人と各市町村でサポーターの育成に努力しております。赤平市として認知症のサポーターについてどのような取り組みをしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英） 当市では、認知症の方々への理解と支援を目的として平成20年より認知症サポーター養成講座を開催し、現在283名の市民の方々が受講され、認知症サポーターとなられております。養成講座では、市民を対象とした講座以外にも団体や事業所単位でも5名以上の参加があれば開催をしているところでもあり、今後も認知症に対する理解と認知症の方々及びその家族への支援につながるよう、引き続きサポーターの養成に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましても、ぜひ講座を受講され、サポーターとしてご活動くださいようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 わかりました。私もみずからサポーターの受講を受けたいと思います。

③、ピック病への対応について。最近認知症に似たピック病というものがテレビ等で放映されておりました。これは、比較的若い働き盛りのサラリーマンや主婦にまでその症状が出てきているそうあります。自分のコントロールができないといったその治療法は、今のところないそうあります。このピック病については、前頭側頭型の認知症のことですが、認知症と少し違い、自分の家の場所がわかり、施設を抜け出して職員が距離を置いて後をつけると、また施設のほうに帰ってくるそうあります。50歳代の男性サラリーマンなどは、自分が病気で会社を休まなければならなくなったときなど、体の調子がまた悪い、それは本人も気がついていない部分で、少し体調がよくなったと思い、会社に行き、上司や同僚からもう少し体調がよくなるまで休んだらどうだろうと言われて、急に椅子を持って暴れるありさまで、凶暴な性格に変わっているそうあります。

これは、前頭葉に機能障害が起こり、自分の思ったことに対して否定的なことを言われたりすると暴力的な症状が起き、それをとめると凶暴な性格になるということで、人間性すら破壊されると言われておりました。病気の進行がおくれると、それを治す治療法はないそうあります。女性の場合は、病気などで精神的に落ち込んだときなどになりやすいと言われております。このような症状が出たとき、夫婦どちらかで次の4つのことをチェックするのが肝心なことと言っておりました。第1に、鬱病の症状と間違いやすく、やる気がなくなる、意欲がなくなる、興味がなくなる。第2に、食生活が変わり、同じものばかり食べたり、ふだん食べないものを食べたりの兆候があらわれてくるそうあります。第3に、同じものを大量に買う症状があらわれてくるそ

うであります。第4に、ふだんの社会生活などで我慢ができない症状があらわれてくるそうで、本人の意思にかかわらず一人で外出して万引きしても本人に自覚がない症状、それと他人の家に入り込み、自覚がないのもまたその一例であります。一度この病になってしまったら、早期であれば抑える薬や治療法があるけれども、早期発見は難しく、重症化していく患者が多く、余りにも施設の中を歩き過ぎるために、今現在デイサービスなどでは1週間を待たず何力所も断られてしまい、やっとピック病患者を受け入れているという介護施設に奥様を入所させることができ、主人が毎日通い、ピック病の進行をおくらせるために毎日ドライブに誘い、思い出の公園とか花畑などを散歩するのが日課になり、奥さんは主人を認識しておりませんが、受け入れできる介護施設があり、本当にうれしいと語っておりました。

しかし、この2年ほど前から脳神経外科で認知症かピック病の判断ができるようになったということでもあります。赤平市でもピック病の患者がどの程度いるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英） ピック病につきましては、認知症を引き起こす疾患ではまれなもので、原因不明の脳萎縮性疾患であり、決め手となる治療法がないため、薬物による対症療法が行われているような状況でもあります。市内で発症している方の全てを把握することは困難ですが、国保加入者のレセプト等により調べたところでは、ピック病と診断されている市民は今のところはいないようであります。また、行政や医療機関におきましては、個人情報の守秘義務が厳密に課せられていることから、患者個人にかかわる情報は十分に守られているものと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 かもしれませんが、それぞれの個人情報は守られているのか

と、それとピック病についてはがん検診などと同じく早期発見のため事前の検診を受けることはできないものかということをお尋ねいたします。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英） ピック病は、物忘れなどの何らかの症状が出たときに精神科、神経内科、脳外科においてピック病チェックリストやCT、MRIの検査などによって脳の萎縮加減を調べるなどにより判定をしております。症状がない段階で検診として行うことは、専門医の確保や高度な医療機器が必要とされ、さらには病気が発見されても病気の原因の糸口となる特徴的な病理像がなく、治療法がないため、現状では困難と考えているところです。認知症の発症原因のおよそ2割を占める脳血管障害の場合は、高血圧や高脂血症、さらには肥満などへの対策をとることが予防には有効であり、また認知症の半数以上を占めるアルツハイマー病でも生活習慣病対策で発症のリスクを軽減できるとされていることから、食事や運動、睡眠などの生活習慣に気を配ることで認知症になりにくくするとともに、発症や進行をおくらせることができると言われていますので、今後も生活習慣の改善や運動習慣の普及啓発を進めてまいります。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 ありがとうございます。この問題は以上で終わります。

それでは、大綱4、まちの美化推進について、①、市街地の美化について。数年前にまちの真ん中の住宅で付近の住民や通りすがりの人にも迷惑のかかるごみ屋敷がありました。そのときには警察や消防が立ち会い、行政のほうできれいに片づけたのですが、最近またその住宅にごみとか木材がたまり始めており、町内会ではどうしようもなく、行政のほうで本人としっかり話し合い、考えることができないのか。私もその場所へ8月の末に行ってきましたが、住宅の周り全てがごみと木くずの山でありました。本人は何回も同じことを繰り返しており、もっと強く

指導して期限をつけて撤去させることはできないのか。せめて、繁華街に行く途中ですので、美観が悪く、道路前、すなわち玄関前のごみだけでも片づけさせるように町内会と協力し、ともに話し合いをしていただけないでしょうか。家の前の道路までごみが出てきておりますが、今現在どのような指導をしているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 市街地の美化についてお答えいたします。

市街地の美化につきましては、市民一人一人が住みよい環境づくりに日々努力されているところですが、一方住居から出るごみや近所からごみを運び込んでその敷地に野積みし、悪臭や害虫を発生させるなど、いわゆるごみ屋敷問題は、周辺住民に多大な影響を及ぼしていることは新聞、テレビなどで報道され、全国的な問題となっているところであり、防犯、不法投棄、火災発生の誘発も懸念される場所でもあります。当市におきましても関係する部署、例えば市道管理者である建設課、隣接土地所有者などである上下水道課、市立病院、火災予防として消防署、また広く苦情窓口である市民相談担当とも連携を図りまして、期限を指定し、強く指導を行ってきたところであり、また本人負担により道路敷地、市有地などにあるごみを撤去させた事例もございます。

また、市道の管理としましては、定期的なパトロールを行い、ごみ等が道路敷地に出ているような場合は原因者に対して撤去等の指導を行っております。しかしながら、個人の敷地内にあるものについては本人がごみという認識が乏しい場合が多く、有益なもの、大事なものとして捉えており、対応に苦慮しているところではありますが、粘り強く関係部署と連携して指導を行っているところでもあります。物を堆積し、苦情が出ている場所については従前より、何者かによって不法投棄されるおそれがあること、火災の発生につながりかねないこと、地域の美観を損ねていることなど、土地所有者、占有者に対し、

環境部局、道路管理者、警察、消防などと連携し、面談により直接指導及び文書をもって指導しており、一部撤去されてきているところであり、今後も継続的に指導を行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 わかりました。今後とも継続して、指導をよろしくお願い致します。

続いて、昭和地域の住民から苦情が出ている場所があります。このことについては、昨年赤歌署を初め地元警察や北海道の指導も受けたと聞いておりますが、その状況について今まで何回くらい空知総合振興局と赤歌署を含めてどのような指導をしたのか、今までの経過についてお尋ねいたします。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 土地所有者、占有者は産業廃棄物でなく有価物であると主張する場合がありますが、粘り強く関係部署、機関と連携し、地域の環境が改善されるよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守させるとともに処理計画に基づく指導を継続的に行っております。指導回数については、逐次指導を行っておりますので、回数については何回ということではありませんが、その都度北海道、赤歌警察署と連携いたしまして指導しておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 了解いたしました。今後とも粘り強くそのように指導をよろしくお願い致します。この質問については以上で終わります。

②、道路の美化について。最近市道や国道沿いの車道や歩道に空き缶や食べ物を食べた空き箱などをよく見かけます。キツネやカラスが餌をあさり、それが風により道路やよその土地に入り、散らかっております。また、車の窓からジュースの缶や食べたものの包みや袋などをポイ捨てるマナーの悪い人も見かけます。市民としては気をつけていきたいと

思います。人口減少はするけれども、まちは美しく、住みよいまちづくりを目指し、市内のある企業では以前オリンピックのマラソン選手の金メダル獲得の高橋尚子さんを招き、市内のごみ撲滅キャンペーンを行いました。行政としても各種団体への協力をお願いしていけたらよいのではないかと思います、今後どのように考えているかお尋ねいたします。

○議長（若山武信君） 市民生活課長

○市民生活課長（野呂道洋君） 道路の美化についてお答えいたします。

道路の美化につきましては、一部の心ない人の不法投棄により景観が損なわれているところであり、モラルの低下によるところが大きいわけですが、なお一層広報などによる啓発に努めるとともに、ボランティア団体等のご協力を仰ぎながら、美しく住みよいまちづくりを目指す所存でありますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 このごみ撲滅については、さまざまな各種団体の協力をお願いしなかったら一人一人では無理な面もありますので、ぜひとも行政の力をおかりして、一つ一つこういうものについては撲滅キャンペーンをやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上もちまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時56分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)